

# 家計保障定期保険NEO [無配当]

## 就業不能保障プラン

家計保障定期保険(無解約返戻金型) 特定疾病・重度介護保険料払込免除特別、5疾病・重度介護家計保障特約 付加

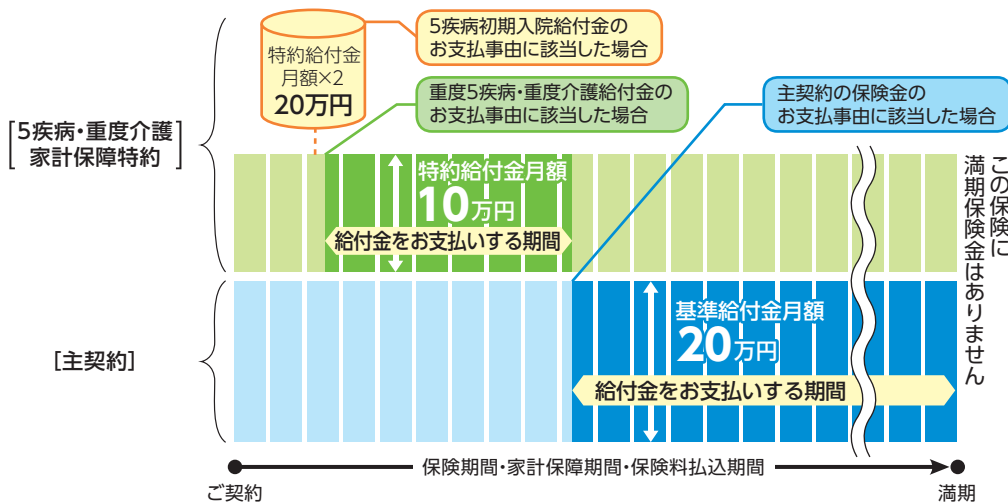


### 主な特長

- **死亡・高度障害の場合、毎月の給付金を一定期間お受け取りいただけます。**
- **5疾病で働けなくなった場合や介護が必要となった場合等にも備えることができます。**  
(5疾病・重度介護家計保障特約、特定疾病・重度介護保険料払込免除特別)
  - ①5疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全)により入院された場合、5疾病初期入院給付金をお支払いします。
  - ②5疾病による所定の就業不能状態または病気・ケガによる所定の要介護状態が継続した場合、毎月の給付金を一定期間お支払いします。
  - ③上記②の場合に加え、悪性新生物と初めて診断確定された場合や、心疾患・脳血管疾患で所定の手術または継続20日以上入院治療を受けた場合、将来の保険料の払込みは不要です。
- **喫煙状況等に応じて、非喫煙者保険料率または標準保険料率が適用されます。**

### 商品の仕組み

(主契約：基準給付金月額 20万円、特約：給付金月額 10万円、給付金支払期間 保険期間満了までの場合)



- ・主契約は、保険金のお受取方法として、一時支払等をお選びいただくこともできます。
- ・主契約の保険金のお支払事由に該当した日以後は、特約給付金はお支払いの対象となりません。

お客様のニーズにあわせて、特約を付加することができます。(特約はご契約に付加した場合のみ対象となります。)

5疾病により働けなくなった場合や介護の保障を充実させる…**重度5疾病・重度介護一時金特約**

### 主なお取扱い

(お取扱範囲はご契約内容等によって異なります。)

ご契約年齢	15歳～65歳	解約返戻金	保険料払込期間中の解約返戻金はありません。
保険期間	10年～50年かつ満了時年齢40歳～75歳 (ご契約の更新はありません。)	契約者配当	ありません。
保険料払込期間	全期払/短期払	給付金月額	5万円～100万円(主契約は一時金ベースで7億円まで可) 特約の給付金月額の限度はタイプによって異なります。

給付金支払期間・最低支払保証期間(主契約の給付金支払期間(家計保障期間)は保険期間と同一です。)

	Aタイプ	Eタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ
給付金支払期間(特約)	2年	5年	5年	保険期間満了まで	保険期間満了まで
最低支払保証期間(主契約・特約 共通)	2年	2年	5年	2年	5年

## 保障の概要

	保障の種類	お支払いする場合(お支払事由)	お支払額など
主契約	死亡保険金	死亡したとき	いずれかを選択いただけます。 ①月払給付 家計保障期間満了日(=保険期間満了日)まで毎月基準給付金月額をお支払いします。
	高度障害保険金	所定の高度障害状態になったとき	②一時支払 お支払事由に該当した時点の保険金額をお支払いします。
特則	特定疾病・重度介護保険料払込免除特則	①悪性新生物と初めて診断確定された場合や、心疾患・脳血管疾患で手術または継続20日以上入院治療を受けたとき ②5疾病・重度介護家計保障特約の重度5疾病・重度介護給付金のお支払事由に該当したとき	将来の保険料のお払込みは不要
特約	5疾病・重度介護家計保障特約	〈重度5疾病・重度介護給付金〉 ①5疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全)による所定の就業不能状態が60日を超えて継続したと診断されたとき ②病気やケガによる所定の要介護状態が180日を超えて継続したと診断されたとき	(月払給付) 特約給付金月額 (注)給付金支払期間満了日まで毎月お支払いします。 ただし、主契約の保険金支払事由に該当した日以後は、お支払いの対象となりません。
		〈5疾病初期入院給付金〉 5疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全)で入院したとき	特約給付金月額×2 (注)お支払いの限度は保険期間を通じて1回のみ
	重度5疾病・重度介護一時金特約	5疾病・重度介護家計保障特約の重度5疾病・重度介護給付金のお支払事由に該当したとき	重度5疾病・重度介護一時金額 (注)お支払いの限度は保険期間を通じて1回のみ
	リビング・ニーズ特約	余命が6か月以内と判断されるときに特定状態保険金をお支払いします。	
	指定代理請求特約	被保険者である保険金等の受取人が、病気やケガにより保険金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の代理請求を行うことができます。	

## ご注意事項

- ・月払給付の場合、お支払事由に該当した日から保険期間満了日までの期間が、最低支払保証期間に満たないときは、最低支払保証期間を通じて毎月給付金をお支払いします。
- ・主契約の保険金額(一時支払を行う場合のお支払額)は、最低支払保証期間が適用される期間を除き、保険期間の経過とともに逓減します。
- ・5疾病・重度介護家計保障特約の給付金支払期間を年数で定めた場合、第1回重度5疾病・重度介護給付金のお支払事由に該当した日を起算日として、その年数を経過する日が保険期間満了日を超えると、最低支払保証期間が適用される場合を除き、保険期間満了日までを給付金支払期間とします。
- ・特定疾病・重度介護保険料払込免除特則、5疾病・重度介護家計保障特約および重度5疾病・重度介護一時金特約は、悪性新生物について保障の開始まで90日の不担期間があります。
- ・所定の就業不能状態とは、「5疾病の治療のため入院している状態」または「5疾病により医師の指示を受けて自宅等で療養し、すべての業務に従事できない状態」をいいます。
- ・所定の要介護状態とは、「常時寝たきり」または「器質性認知症」により、約款所定の条件を満たす他人の介護を必要とする状態をいいます。
- ・リビング・ニーズ特約のご請求額は、主契約の保険金額以内かつ同一被保険者につき3,000万円以内とします。
- ・公的医療保険制度の変更が将来行われた場合、保険料払込みの免除事由を変更することがあります。
- ・被保険者の年齢・ご職業・他の保険のご加入金額等によっては、保険金額の上限までご加入いただけないことがあります。

- ・この資料は、商品パンフレット、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」の補助資料であり、お支払事由や制限事項等のすべてを記載したものではありません。
- ・家計保障定期保険NEO 就業不能保障プランのご検討およびご契約の際には、商品パンフレット、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- ・お客様向けサービスの内容については、「各種サービスのご案内」等をご参照ください。

<取扱者・代理店>

## 東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館 〒100-0005  
http://www.tmn-anshin.co.jp/



<生命保険についてのご相談・お問い合わせは>  
あんしん生命 カスタマーセンター

0120-016-234

受付時間 平日9:00~18:00、土曜9:00~17:00  
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)